

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	北陸財務局長
【氏名又は名称】	澁谷工業株式会社
【住所又は本店所在地】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【報告義務発生日】	平成28年9月30日
【提出日】	平成28年9月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	澁谷工業株式会社
証券コード	6340
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	澁谷工業株式会社
住所又は本店所在地	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和24年6月21日
代表者氏名	澁谷 弘利
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	自動ボトリングシステムの製造販売 産業用ロボット装置並びに金属工作機械の製造販売 医療機械器具の製造販売および再生医療に関する事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	澁谷工業株式会社 常務取締役 吉道 義明
電話番号	076-262-1201

(2)【保有目的】

株券については、機動的な資本政策の遂行を可能にすること。
 新株予約権証券については、発行会社の株式等に関し濫用的な大量買付行為等がなされた場合などに発動される買収防衛策である信託型ライツ・プランの更新により、受託者たる信託銀行に新株予約権を割当て、これを信託財産として管理させ、所定の新株予約権交付事由が発生した場合には、その際に特定される株主に新株予約権を交付させること。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 50,000,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 50,000,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		50,000,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		50,000,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年9月30日現在)	V	28,149,877
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		63.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.00

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年9月29日	新株予約権証券	50,000,000	63.98	市場外	処分	0
平成28年9月30日	新株予約権証券	50,000,000	63.98	市場外	取得	0

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

新株予約権証券に関し、三井住友信託銀行株式会社との間で、平成28年9月30日付で信託契約を締結し、同社は、受託者として、第四回信託型ライツ・プラン新株予約権50,000,000個の割当てを受け、これを信託財産として管理し、所定の新株予約権交付事由が発生した場合には、その際に特定される株主に新株予約権を交付する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		